

令和3年11月18日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の
公布等について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より厚生労働省の各種通知について情報提供がありましたので、下記の通りお知らせいたします。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●日本医師会通知より

今般、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）が改正されたことについて、厚生労働省より各都道府県知事等宛て別添の通知がなされ、本会に対しても情報提供及び協力依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

本改正は、予防接種法令上、予防接種済証の記載事項から「場所」を削除すること、追加接種を受けたことを証するため予防接種証明書の様式を改正すること、追加接種の方法と接種量について追記すること等であり、改正の概要は下記のとおりです。

「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について」
(令和3年12月1日施行)

1 予防接種法施行規則の一部改正

- ① 予防接種済証に接種の「場所」を記載することについては、プライバシー保護の観点から課題があったこと、また、VRSの整備により市町村が予防接種済証を活用せずとも被接種者の接種場所を確認することが可能となったことから、予防接種済証の記載事項から「場所」を削除する
- ② 追加接種を受けたことを証することができるよう、予防接種証明書の様式に必要の改正を行う

2 予防接種実施規則の一部改正

- ① 新型コロナウイルス感染症の予防接種の追加接種の方法を、1.8 ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン（SARS-CoV-2）を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3 ミリリットルとする。接種間隔については、初回接種の完了から原則8か月以上とする。なお、薬事承認の内容を踏まえ、2回目接種完了から6か月以上の間隔をおいて接種した場合に、予防接種法に基づく接種とする
- ② 予防接種法に基づかない方法で1、2回目接種を受けた者であっても、予防接種法に基づく追加接種を受ける機会が得られるよう、新型コロナウイルス感染症に係る注射であって初回接種に相当するもの（具体的な内容については、別途、臨時接種実施要領で示される）については、当該注射を初回接種とみなすこととする

「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正」（令和3年12月1日施行）

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、実施期間を令和4年9月30日までに延長する
- ② 追加接種を行う場合において、使用するワクチンをコロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン（SARS-CoV-2）とする
- ③ 追加接種の対象者を18歳以上の者とする

【日本医師会通知掲載先ホームページ（R3.11.17付・健康医療第二課文書ご参照）】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html



【担当】
大阪府医師会
地域医療1課（TEL:06-6763-7012）